

特別養子縁組の実態と課題（2） — 事例研究及び実態調査の結果から —

協力研究者 柏女霊峰（淑徳大学）

共同研究者 前田茂則 並木正子 在原尚子 江畑芳保（千葉県中央児童相談所）
竹下利枝子（千葉県柏児童相談所）中沢万世（千葉縣市川児童相談所）
庄司快栄（千葉県君津児童相談所）石井宏明（千葉市児童相談所）
渡邊篤朗（千葉県里親会）高橋直之（淑徳大学大学院）
中谷茂一（駒沢大学大学院）

【目的】

平成6年度報告においては、特別養子縁組の仕組み・実態等について、柏女¹⁾が文献及び最高裁判所・厚生省等による既存の調査資料等に基づき分析を行った。その結果、望まない妊娠により出生した児童の福祉を図る方法として昭和63年から導入された特別養子縁組制度がかなり定着していることが明らかとなった。これを踏まえ、平成7年度は、特別養子縁組の運用実態及び課題について、主として児童福祉の視点から明らかにすることを目的とした。

【方法】

千葉県下児童相談所職員、千葉県里親会事務局長等を含む研究班を構成し、以下の方法により特別養子縁組制度について児童福祉の視点から分析・考察を行った。

(1) 事例研究の実施

児童相談所が関わった特別養子縁組事例についてその関わりのパターンを類型化し、一定の形式に基づいて類型別に事例を報告し検討を行った。

(2) 特別養子縁組実態調査の実施

千葉県下の6児童相談所に対して、『特別養子縁組実態調査』を実施した。調査票は平成7年10月末に配布し、12月初旬に回収した。調査票は以下の2種類からなっている。

① 特別養子縁組実態調査（特別養子縁組児童個人票）

平成2年度から平成6年度までの5年間に児童相談所が斡旋を行い、かつ、特別養子縁組の申立てがあった児童を対象に、児童記録票から実態調査『個人票』に転記する方法をとる。個人票の内容は、児童の養護に関する相談・通告時の児童及び家庭の状況、養親となるべき者との同居開始ないし養親となるべき里親に対する里親委託措置後の状況等である。

② 特別養子縁組に係る児童相談所担当職員意見調査票

6児童相談所において特別養子縁組に関する事務を担当している職員に対し、特別養子縁組に関する児童相談所の対応の実際と課題について意見を記入するものである。

(3) これらの結果を踏まえ、研究班において考察を行った。

【結果】

(1) 『事例研究』結果の概要

7事例について検討を行ったが、その一部の類型別事例概要は以下のとおりである。

① 里親委託後特別養子縁組を申し立て、認容された事例

祖母よりA子（生後1週間）について「16歳になる末娘が女兒を出産した。相手の男性とは別れており、家庭で育てられないので施設に入所させてほしい。」との相談があった。父の認知問題がこじれ、生後10か月まで祖父母宅で育てられるが、その間母は養育を祖母まかせにしている。結局父の認知は得られない。祖父母も養育の意思なく、里親委託を希望しており、里親委託後2年余、A子3歳の時に特別養子縁組が成立した。

②乳児院を経て里親委託後特別養子縁組を申し立て、認容された事例

母は軽度の精神発達遅滞。中学校入学時頃から非行行動が表面化し教護院入所。中学3年時教護院を無断外泊し不特定の男性と性交渉をもち妊娠。15歳でB子を出産する。祖母と同居するが、B子を出産後13日目に行方不明となる。祖母も養育意思なく、B子は乳児院入所。2歳1か月で里親委託となり、6歳時に特別養子縁組が成立する。

③特別養子縁組を申し立てたが、実親の同意が得られず取下げとなった事例

母は中学2年時、祖母の男友達と性交渉し、中絶費用を捻出できないままに中学3年時（15歳）C男を出産。生後間もなく乳児院に入所。C男が2歳時に特別養子縁組前提で里親委託。2歳10か月時に特別養子縁組の申立てを行うが、実母が会おうとせず、結局同意がとれないままひとたび特別養子縁組取下げとなる。

④児童相談所以外の機関が斡旋し、児童相談所に特別養子縁組に関する調査嘱託があった事例

母は結婚を周囲から反対されたまま未婚でD男を出産。父は認知を拒否。出生後すぐに実母とD男は引き裂かれ、E協会の斡旋で養親のもとに委託。養父は59歳、養母は49歳で年齢差から不安も感じられたが、すでに愛着関係が形成されており、家庭裁判所からの調査嘱託には「年齢等考慮して適合性の判断を願いたい。」旨回答。

<事例検討後の主な意見（順不同）>

- (ア) 児童相談所以外が斡旋し、児童相談所に調査嘱託があった場合は、途中からしかも白紙の状態での関わりとなり、よほどの問題がない限り、追認せざるを得ない。
- (イ) 養親側に実親との縁を断ち切りたいとの思いが強く、テリングをせず、また、改名してしまう事例もある。さらに、乳児院から措置変更を受けた場合には、戸籍から乳児院の住所も消してしまいたいとまで思うようだ。
- (ウ) 実親から暗に金銭を要求される場合がある。
- (エ) 縁組成立後、里親会を退会してしまうと、その後の関わりが困難である。
- (オ) 早期に斡旋すると児童の発達に関する予後判定が十分でなく後になって障害が判明する可能性があり、また、乳児院を経て2歳頃に斡旋を行うとその後の養育、愛着関係の形成に苦勞することとなる。
- (カ) 事前に養親に対する十分な説明と養親の理解が必要である。
- (キ) 里親・特別養子縁組担当職員は経験豊富かつ専任であることが必要である。

(2)『特別養子縁組実態調査（特別養子縁組児童個人票）』結果の概要

6児童相談所から49票の回答があった。結果的には、すべて特別養子縁組が家庭裁判所により認容された児童であった。集計結果の概要は以下のとおりである。なお、個人票については児童記録票から転記する方法を採ったため、項目により不明のものがあり、各表の合計は必ずしも一致していない。また、千葉県下児童相談所の特徴として、養護相談受付後主として低年齢児についてはまず乳児院に措置し、その後発達状況等を確認のうえ特別養子縁組を前提とする里親委託を行う方法を採用しているため、集計は、里親に直接委託されたものと、乳児院に措置後里親委託されたものとに分けて集計を行った。なお、千葉県下児童相談所における特別養子縁組の斡旋については、原則として里親委託を前提としている。

①養護相談時の児童及び家庭の状況

(ア) 性別・当初の処遇別特別養子縁組数（表-1）

性別では男児（57.1%）が女児（42.9%）より多く、また、処遇別では乳児院措置を経た後里親委託され特別養子縁組が行われたもの（67.3%）が、直接里親に委託された事例（32.7%）の2倍となっている。

(イ) 児童の出生状況（表-2）

児童の出生状況は、不明を除くと非嫡出子が80.0%を占める。またそのうち、父の認知無しが82.1%を占めており、嫡出でなく、しかも父が認知していない児童が多いことがわかる。

(ウ) 養護相談受付状況（表-3、表-4）

養護相談受付時の児童の年齢については、生後0か月が48.9%を占めている。78.7%が生後3か月未満で児童相談所に相談・通告がなされている。また、養護問題発生理由としては、養育拒否（44.9%）が最も多く、次いで棄児・置去り（26.5%）であり、両方で70%以上を占めている。出生後早い時期に養育を拒否されている児童が多いことがわかる。

(エ) 保護者の状況

養護相談時、両親と同居していた児童はわずか19.1%であり、実母と同居していた児童（67.6%）が最も多くなっている。また、実母が児童を出生した年齢（表-5）をみると、20歳未満で出生した母が45.9%であり、若年出産の実母と生活する家庭状況がみえてくる結果となっている。

(オ) 児童の心身の状況

児童の心身の状況については、その時点では特に問題のない児童がほとんど（98.0%）であった。

(カ) 処遇決定状況（表-6）

最初の処遇については、表-6にみるとおり、低年齢の児童については乳児院措置、年齢の高い児童については直接里親委託される傾向がみられている。特別養子縁組を前提とする里親委託を行う前に、発達の状況について確認しようという児童相談所の姿勢がうかがえる。

② 里親委託後の状況

(ア) 里親委託後特別養子縁組が認容されるまでの時間的経過（表-7）

養護児童が相談・通告を受けてから特別養子縁組に至るまでの流れを、平均月齢で整理したものが表-7であり、それを図式化したものが図-1である。これによると、直接里親に委託された児童については1歳3か月で委託され、2歳4か月で特別養子縁組を申し立て、3歳4か月で特別養子縁組が成立しているのに対し、乳児院措置を経て里親に委託された児童については、生後2か月で乳児院に措置され、1歳9か月で里親に措置変更となり、2歳10か月で特別養子縁組を申し立て、3歳6か月で特別養子縁組が成立しているのが平均的パターンであることが理解できる。

また、縁組が認容されるまでの各過程の時間的経過をみると、里親委託されてからの各過程間に要した期間は、特別養子縁組申立てから家庭裁判所による調査嘱託に至る期間を除けば、直接里親委託された児童、乳児院措置を経て里親委託された児童間に大きな差はみられない。また、特別養子縁組申立てから認容までの期間は、全平均で約9か月となっている。

さらに、試験養育期間（特別養子縁組認容月齢-里親委託月齢）については、平均が22.7か月であり、直接里親に委託された児童（24.2か月）の方が乳児院措置を経た児童（21.9か月）より長い結果となっている。この期間は、民法第817条の8に規定する「6か月以上」に比しかなり長い期間となっている。

(イ) 特別養子縁組申立て後の指導状況

特別養子縁組申立て後の児童相談所の調査・指導の状況については、延3回以内が75.0%を占め、あまり頻回に行われているとは言えない実態が浮かび上がってくる。ただし、この結果は特別養子縁組申立て後の調査・指導回数であり、里親委託直後等それ以前にはもっと頻回に指導が行われているものと考えられる。また、その方法に関しては訪問（46.9%）、電話（25.9

%)、来所(17.3%)の順となっている。

次に、養親となるべき者と養子となるべき者との適合性については、今回の対象が特別養子縁組認容事例であったため、当然のことながら「良好」がほとんど(97.9%)となっている。

(ウ)実親との関係

特別養子縁組成立の要件である実親の同意については、3分の2(69.6%)は同意がすぐを得られており、また、同意が困難であった事例(26.1%)についても、その理由のほとんどは所在不明というものであった。実親の縁組に関する介入も1件を除いてみられない。

(エ)調査・指導上及び縁組の課題(自由記述)

調査・指導中の留意事項としては、「母が若年である場合、親族も含めて同意を得ることが必要」、「(母が30歳であり)養育意思の確認が必要」、「実母不在のままの里親委託の場合、実母の同意をどのようにして得るか」、「父が暴力団所属であり、里親への介入を防ぐこと」、「再婚後引取りを希望した場合の対応」、「親権者が母であるが、父が里親委託時引取りを希望しその調整をすることが必要」、「養親が他県に転出し、他県の児童相談所に適合性に関する調査を依頼」、「(乳児早期の委託の場合)抱っこ法等により母子関係成立の指導を行う」、「(母方祖父による)金銭の要求」といった多様な問題が提起されている。

また、個々の特別養子縁組の課題としては、「養育不可能にも拘らず理由をつけ、縁組を承諾しない場合の説得及び里親の不安に対する対応」、「縁組を同意しつつも、里親に金銭を要求する場合の対応」、「(特に乳児早期の委託の場合)里親の養育に対する指導」、「家庭裁判所が実親に養親の住所・氏名を開示することの妥当性」等が提起されていた。

(オ)審判確定後の援助

審判確定後は2事例を除いてその時点で児童相談所の関わりを終了している。不定期的援助の事例としては、里親会への参画及び一時保護が挙げられていた。

(3)『特別養子縁組に係る児童相談所担当職員意見調査』結果の概要

調査対象6児童相談所のすべてから回答があった。記入者はすべて児童相談員であった。以下、結果の概要を示す。

- ①現在、児童相談所には里親・特別養子縁組専任の担当者はいないが、きめ細かな児童の必要性を考えると専任が是非必要である。
- ②特別養子縁組の斡旋方法については、その前段階として、一定期間里親として養育する方法が採られている。
- ③特別養子縁組斡旋上の課題としては、「『置去り』等実親の承諾無しに里親委託した場合、縁組段階になって実親が現れ承諾が得られない場合がある。」等が挙げられた。
- ④里親委託後の調査・指導については、児童福祉司による家庭訪問や心理判定員等による発達診断の他、里親研修会・レクリエーションへの参加、抱っこ法による指導が行われている。
- ⑤特別養子縁組申立てに関する里親への指導については、家庭裁判所への手続きの方法、申し立ての時期、申立書の様式等が挙げられている。
- ⑥家庭裁判所からの調査囑託については、里親委託した事例については、「簡便に」、「試験養育期間を柔軟に」といった意見があった。また、児童相談所以外が斡旋を行った事例については、「養親との関係がとりづらく、調査も行いにくい」、「状況がわからず家庭訪問を頻回にする必要があるが、現状では困難」、「調査に対する回答のみで関係が切れてしまう」といった意見があった。
- ⑦家庭裁判所との連携上の課題については、「家庭裁判所独自の調査と児童相談所の調査との整合性がとりにくい」、「実親への連絡上の役割分担が不明確」、「審判までに時間がかかる場合の対応」、「特別養子縁組に対する考え方の相違」等の意見が挙げられた。
- ⑧養親となるべき者から多くある相談としては、「実親との絶縁の方法」、「特別養子縁組の

手続き」、「児童の発達面」、「戸籍から乳児院の住所を消したい」といったものが挙げられた。

- ⑨特別養子縁組の課題としては、「外国人児童の場合の国籍取得がスムーズにいくか」、「実親・養親とも了解すれば、早期に委託する方が良い」、「養子が成長した段階で縁組解消に関する問題が起こり得る」、「表面上実親子関係になることに拘る親が多いが、親子関係を十分築いていくことの方が本質的課題であり、養親の意識改革が必要」、「家庭裁判所の調査嘱託のあり方について再検討が必要。児童相談所も通り一べんの回答になってしまっている。」といった回答があった。特別養子縁組制度に関する評価については、「法律上親子関係が強く守られ、児童福祉の観点からみても心強い制度」との意見が代表している。

【考察】

(1)望まない妊娠により出生した児童と特別養子縁組

事例検討及び調査の結果から、特別養子縁組が認容された児童は、その多くが非嫡出子であり、かつ父の認知を受けていない児童であり、生後間もなく棄児ないしは養護相談として児童相談所を訪れ、養護問題発生理由も「養育拒否」、「棄児・置き去り」が多いなど、望まない妊娠により出生した児童の可能性が極めて高いと考えられる児童であるといえる。つまり、平成6年度報告で概観したとおり、特別養子縁組制度は望まない妊娠により出生した児童の福祉施策として定着していることが言える。

(2)特別養子縁組の課題—児童福祉の視点から—

①斡旋方法

千葉県下児童相談所は、特別養子縁組を行うに当たって、乳児早期の児童に対しては原則として乳児院措置を行い、その後に特別養子縁組を前提とする里親に委託する方法を採っている（生後3か月未満児の乳児院措置率は78.4%）。その理由として、児童の障害の有無の確認が挙げられているが、調査によると乳児早期の児童でも直接里親に委託されている児童もあり（生後3か月未満児の直接里親委託率は21.6%）、必ずしも徹底はしていないようである。養親となるべき者も暗に健常児を希望しており、児童相談所としても慎重にならざるを得ないのであろうが、養親と児童との愛着関係の形成、その他本制度が児童の福祉のための制度であることを考えれば、特に支障がない限り早期の委託を考慮していくことが必要と考えられる。

②調査・指導

特別養子縁組に関する申立て後の調査・指導に関しては延3回以内が4分の3を占め、形式的になっている。しかし、里親委託から特別養子縁組申立てまでの間に約1年の期間があり、この間に調査・指導が行われているためとみるのが適当であろう。なお、児童相談所が斡旋していない児童に関する家庭裁判所からの調査嘱託については、その数は少ないものの、資料や信頼関係が十分でなく、しかもすでに養親となるべき者と児童との愛着関係が形成されつつあるため、調査は形式的なものとなり、よほどの事情がない限り追認せざるを得ないという意見があり、調査の難しさを物語っている。児童相談所以外の機関や個人斡旋の場合の対応についてのガイドラインが必要であろう。

また、特別養子縁組の斡旋から成立に至る過程が、養親となるべき者と要保護児童とのマッチングやその後の援助、養親となるべき者の不安への対応や実親との調整等複雑で微妙な業務であることを考えると、熟練した専任のワーカーが全体をコーディネートし、児童福祉司等による個々の家庭に対する援助を側面的に支援していく体制づくりが望まれる。

③実親の同意

検討事例③や担当者への意見調査等において触れられているように、実親の同意取付けに関する実親の介入を鑑みると、何らかのガイドライン作成が必要と考えられる。特別養子縁組の成立要件として民法第817条の6において実親の同意が挙げられているが、この条文の但書き

にみられる適用除外要件「父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」の判断根拠が明確でなく、そのため、家庭裁判所と児童相談所との意見が食い違ったり、担当者により判断が異なったりしており、混乱要因ともなっている。実親による不当な介入を防止するためにも、「養子となる者の利益を著しく害する事由」について、審判例の積み重ね等を通じ明確化していくことが望まれる。

④アフターケア

特別養子縁組成立後の相談援助も大きな課題である。千葉県の場合、現状では、特別養子縁組が成立すると一部を除いて里親会を脱会してしまう人が大部分であり、その後は、相談があれば個別援助を行っていく体制となっている。しかし、養親の心理として、後述するように特別養子縁組成立後は児童相談所との縁を切ってしまいたいという意向があり、個別援助は困難な状況にある。また、地域によっては、健診等を通じた育児グループができ上がっており、養子縁組によって我が子を得た場合、当該グループに入りにくいといった養親側の意識も指摘される。このため、児童相談所以外の機関（例えば里親会等）において、地域で孤立する養親のピア・カウンセリングを中心とするセルフヘルプ・グループを創っていくことも考えられてよいであろう。民間団体ではこうしたグループ活動を行っている事例もあり、参考となろう。

⑤特別養子縁組成立の時間的経過

次に、特別養子縁組成立に至る時間短縮の必要性を挙げることができる。表-7及び図-1にみるとおり、里親から特別養子縁組の申立てがなされてから特別養子縁組が認容されるまでに約10か月を要している。里親委託から特別養子縁組申立ての期間については里親の意向も反映しているので一概に短縮化されればよいというものではないが、申立て後は特に支障がない限り期間の短縮化を進めることが養親子関係を安定化させることに資するものと思われる。今回の調査にみる限り、申立てから調査嘱託に至る家庭裁判所の事務手続きの迅速化が望まれる結果となっている。

⑥養親の意識

担当者の意見調査等から、養親の意識をかいま見ることができる。すなわち、名実ともに自己の実子としたいという強い願いである。特別養子縁組においては実親との関係が断絶されるが、養親はそれだけでは不十分と考え、これまで入所していた乳児院の住所や児童の名前までも変えてしまう例がある。また、児童相談所とも縁を切り、次子を欲する人以外は里親会からも脱会してしまうことも多い。実親とつながるものはすべて児童から消し去ってしまいたいという養親の気持ちが理解できないわけではないが、一方で、児童に対する真実告知（テリング）はどのように行われているのであろうかとの疑問を抱かせる。今回は養親の意識等に関する調査を行っていないので限界があるが、養親の意識改革、特別養子縁組に関するテリングの時期、方法等に関する研究は今後の大きな課題である。要保護児童の福祉を図るという制度本来の目的に照らし、斡旋時及びそれ以後の関わりを通じて養親への働きかけが求められる。

⑦児童相談所と家庭裁判所との連携

その他、特別養子縁組成立に係る児童相談所と家庭裁判所との意思疎通、連携も大きな課題である。千葉県においては家庭裁判所と児童相談所との特別養子縁組に係る連絡会議も開催されているが回数も少なく、今後、両機関及び担当者間の特別養子縁組に関する共通理解と緊密な連携が求められる。

⑧特別養子縁組の斡旋と児童相談所

今回の調査は児童相談所が斡旋し、特別養子縁組が申し立てられた児童を対象としており、認容された児童のみを対象としていたわけではない。しかし、結果的には認容された児童のみ

が挙げられてきた。実際、児童相談所が斡旋を行った事例で特別養子縁組が非認容になった事例は少ない。それだけ、児童相談所が特別養子縁組に斡旋する児童を慎重に選択しているとも言えるであろう。それは特別養子縁組を公的に斡旋する機関として当然保持すべき姿勢であるが、一方で、特別養子縁組に斡旋すべき児童の数を限定的にしてしまっている。その陰で多くの児童が乳児院、養護施設において家庭的養護を経験することなく集団生活を送っている。養子を得たいと願う者の待機も多くみられている。特別養子縁組斡旋機関としての児童相談所がこうしたジレンマにどう対応していけばよいのか、里親制度のあり方及び社会的養護のあり方全体の中で検討していかなければならない。

⑨特別養子縁組と里親制度

最後に、特別養子縁組を里親制度とリンクさせている点についての問題を提起しておく必要がある。そもそも里親制度は、「家庭での養育に欠ける児童に、両親に代わってその全人格を養護育成するため、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることを目的とする」児童福祉制度である。したがって、里親制度自体は自己の実子とすることを直接目的としているわけではない。しかし、わが国においては、養子縁組を行う場合、厚生省通知により原則として6か月以上里親として児童を養育することとしており、そのため、実子を得たいがために便宜的に里親登録する人がかなりの数にのぼっている。このことが里親の本来の機能の発展を阻害している可能性があることも指摘されている。今回の意見調査においてもその点は指摘されている。児童に家庭的養育の機会を保障するという社会的養護の一形態としての里親制度のあり方と、自己の実子とするための事前手続である試験養育期間としての里親制度のあり方とを、整理すべきときに来ているのではないであろうか。

引用文献

- (1) 柏女霊峰 「特別養子縁組の実態と課題—児童福祉の視点から—」 厚生省心身障害研究 『望まない妊娠等の防止に関する研究』平成6年度研究報告書 pp.222-226

表-1 性別・当初の処遇別特別養子縁組数

		男	女	合計 (%)
処遇	里親委託	9	7	16 (32.7%)
	乳児院措置	19	14	33 (67.3%)
合計		28	21	49
		(57.1%)	(42.9%)	(100.0%)

表-2 当初の処遇別児童の出生状況

		嫡出子	非嫡出子	不明	合計 (%)
処遇	里親委託	4	9	3	16 (32.7%)
	乳児院措置	3	19	11	33 (67.3%)
合計		7	28	14	49
		(14.3%)	(57.1%)	(28.6%)	(100.0%)

表-3 養護相談受付時の児童の年齢階級別・当初の処遇別児童数

		0ヶ月	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1歳未満	2歳未満	3歳未満	4歳未満	合計 (%)	平均月齢
処遇	里親委託	3	5	0	3	1	1	1	14 (29.8%)	6.1月
	乳児院措置	20	9	3	1	0	0	0	33 (70.2%)	0.9月
合計		23	14	3	4	1	1	1	47	2.5月
		(48.9%)	(29.8%)	(6.4%)	(8.5%)	(2.1%)	(2.1%)	(2.1%)	(100.0%)	

表-4 養護問題発生理由別・当初の処遇別児童数

		父母の 行方不明	父母の 離婚	父母の 入院	父母の 性格異常	棄児・ 置去り	養育拒否	経済的 理由	その他	合計 (%)
処遇	里親委託	2	1	1	0	3	7	1	1	16 (32.7%)
	乳児院措置	0	1	1	1	10	15	1	4	33 (67.3%)
合計		2	2	2	1	13	22	2	5	49
		(4.1%)	(4.1%)	(4.1%)	(2.0%)	(26.5%)	(44.9%)	(4.1%)	(10.2%)	(100.0%)

表-5 出生時の母の年齢階級別・当初の処遇別母親数

		18歳 未満	20歳 未満	25歳 未満	30歳 未満	35歳 未満	40歳 未満	40歳 以上	合計 (%)	平均年齢
処遇	里親委託	4	2	3	1	1	2	0	13 (35.1%)	23.0
	乳児院措置	7	4	6	1	3	2	1	24 (64.9%)	23.0
合計		11	6	9	2	4	4	1	37	23.0
		(29.7%)	(16.2%)	(24.3%)	(5.4%)	(10.8%)	(10.8%)	(2.7%)	(100.0%)	

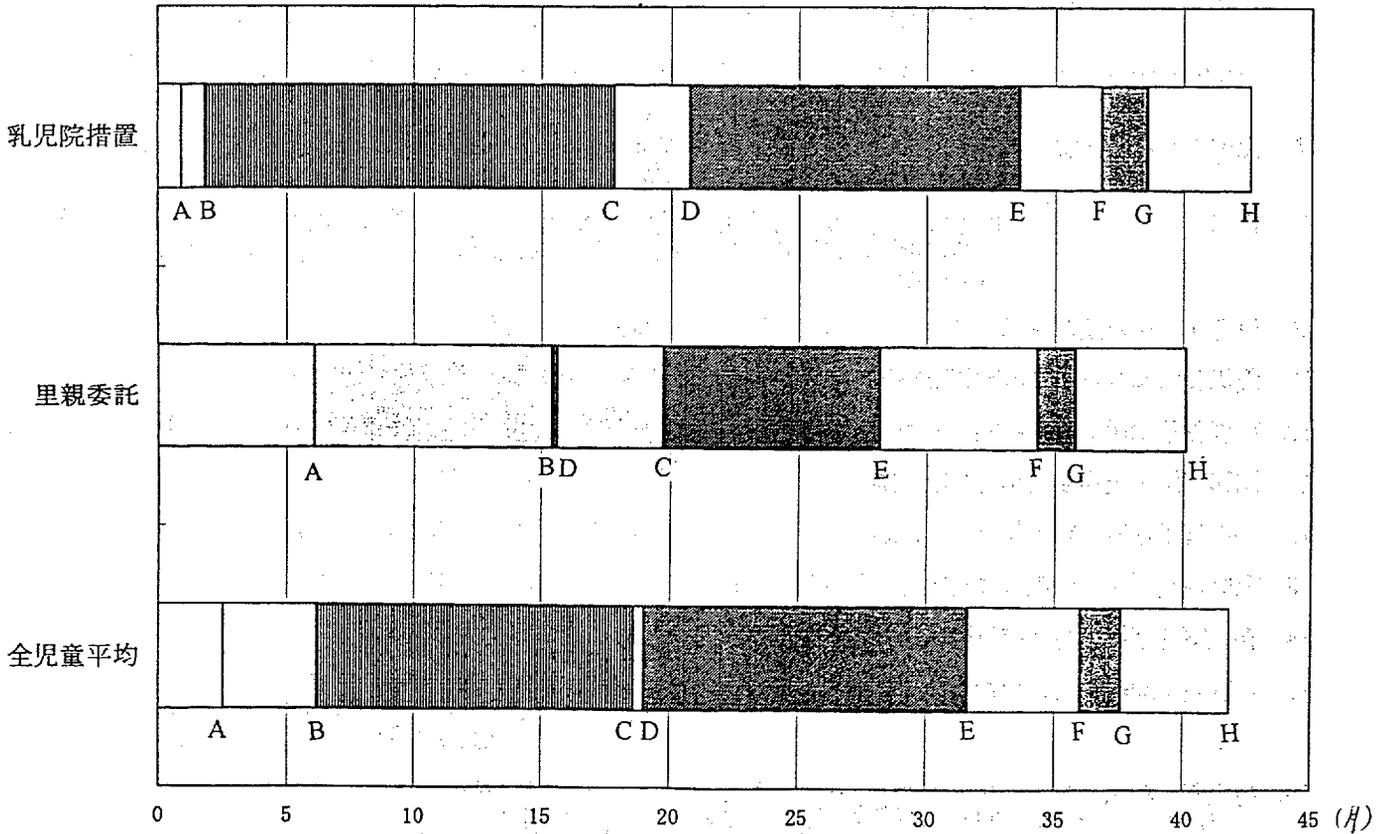
表-6 処遇決定年齢階級別・当初の処遇別児童数

		3ヶ月未満	1歳未満	2歳未満	3歳未満	合計 (%)	平均月齢
処遇	里親委託	3	4	4	5	16 (32.7%)	15.4月
	乳児院措置	26	7	0	0	33 (67.3%)	1.8月
合計		29	11	4	5	49	6.2月
		(59.2%)	(22.4%)	(8.2%)	(10.2%)	(100.0%)	

表-7 養護児童が特別養子縁組に至る経過と平均月齢（当初の処遇別）

特別養子縁組認容過程	全児童平均	里親委託児	乳児院措置児
養護相談受付月齢	2.5月	6.1月	0.9月
最初の処遇決定月齢	6.2月	15.4月	1.8月
特別養子縁組に関する相談・通告受付月齢	18.6月	19.7月	17.8月
里親委託月齢	19.0月	15.6月	20.7月
特別養子縁組申立て月齢	31.6月	28.2月	33.6月
家庭裁判所からの調査囑託月齢	36.0月	34.3月	36.8月
調査囑託回答月齢	37.6月	35.8月	38.6月
特別養子縁組認容月齢	41.7月	40.1月	42.6月

図-1 養護児童が特別養子縁組に至る時間的経過（当初の処遇別）



- A 養護相談受付
- B 最初の処遇決定
- C 特別養子縁組に関する相談・通告受付
- D 里親委託
- E 特別養子縁組申立て
- F 家庭裁判所からの調査囑託
- G 調査囑託回答
- H 特別養子縁組認容

(資料2)

特別養子縁組に係る児童相談所担当職員
『意見調査票』

() 児童相談所
記入者職名 ()

1. 貴児童相談所には、里親・特別養子縁組専任の担当者がいますか。

01. はい 02. いいえ

2. 貴児童相談所において、里親・特別養子縁組専任の担当者が必要とお考えですか。

01. はい (理由) 02. いいえ (理由)

3. 貴児童相談所が特別養子縁組の斡旋を行う場合、原則としてどのような方法をとっていますか。また、それはどういう理由からですか。

(1) 特別養子縁組斡旋の方法

()

(2) (1)の理由

()

4. 貴児童相談所が特別養子縁組の斡旋を行うに当たって、課題がありましたらご記入ください。

()

5. 特別養子縁組斡旋後の調査・指導方法について、具体的にご記入ください。

()

6. 養親となるべき者が特別養子縁組の申立てを行うに際し、特別の指導を行っていますか。

01はい (具体的指導内容) 02いいえ

7. 家庭裁判所からの調査囑託への対応について、具体的にご記入ください。

(1) 里親委託した場合 ()

(2) 養親となるべき者に直接同居させた場合 ()

(3) 貴児童相談所以外の機関が斡旋を行い、貴児童相談所に調査囑託のみが行われた場合

()

8. 7. (1) (2) (3) の場合のそれぞれの問題点・課題がありましたらご記入ください。

(1) ()

(2) ()

(3) ()

9. 試験養育期間中の調査・指導に関し、家庭裁判所との連携上の課題がありましたらご記入ください。

()

10. 家庭裁判所による審判確定後の対応について伺います。

(1) 審判の結果はどのようにして確認しますか。

01家庭裁判所から送付される通知書による

02家庭裁判所に問い合わせる

03養親からの連絡による

04その他 ()

(2) 審判確定後の養親に対する指導援助は、どのように行っていますか。

01原則として里親委託解除等の方法により、指導を終結する。

02原則として指導を終結するが、一定期間の後、その後の状況について確認する。

03定期的に指導援助を行う。(その方法)

11. 特別養子縁組に係る以下の関係機関との連携上の課題がありましたら、ご記入ください。

(1) 家庭裁判所 ()

(2) 養子縁組斡旋機関 ()

(3) 他の児童相談所 ()

(4) その他の機関 ()

12. 特別養子縁組に関する援助を行う間、養親となるべき者からの相談として特徴的な事項を挙げてください。

()

13. 貴児童相談所における特別養子縁組に対する取組上の課題がありましたら、ご記入ください。

()

14. 特別養子縁組制度の実態と課題についてご意見をお聞かせください。

()

15. 特別養子縁組制度に関するお考えを、お聞かせください。

()

ご協力ありがとうございました。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



[目白勺]

平成 6 年度報告においては、特別養子縁組の仕組み・実態等について、柏女が文献及び最高裁判所・厚生省等による既存の調査資料等に基づき分析を行った。その結果、望まない妊娠により出生した児童の福祉を図る方法として昭和 63 年から導入された特別養子縁組制度がかなり定着していることが明らかとなった。これを踏まえ、平成 7 年度は、特別養子縁組の運用実態及び課題について、主として児童福祉の視点から明らかにすることを目的とした。